

70歳以上の方へ

外来診療の高額療養費制度が変わりました

70歳以上の方の高額療養費制度が、平成29年8月診療分から見直されました。平成29年8月～平成30年7月診療分の外来診療の自己負担限度額が設定され、上限額を超える場合に、その差額が高額療養費(外来年間合算)として支給されます。

「高額療養費制度」とは？

1日から月末までの同一月に、複数の医療機関などで支払った自己負担額の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、限度額を超えて支払った額が「高額療養費」として支給される制度です。

対象となる診療は、保険医療機関や保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療です。インフルエンザなどの予防接種や入院時の食事代、差額室料などの保険が適用にならないものは対象になりません。

【平成29年8月～平成30年7月診療分までの、外来診療の自己負担額限度額(月額)】

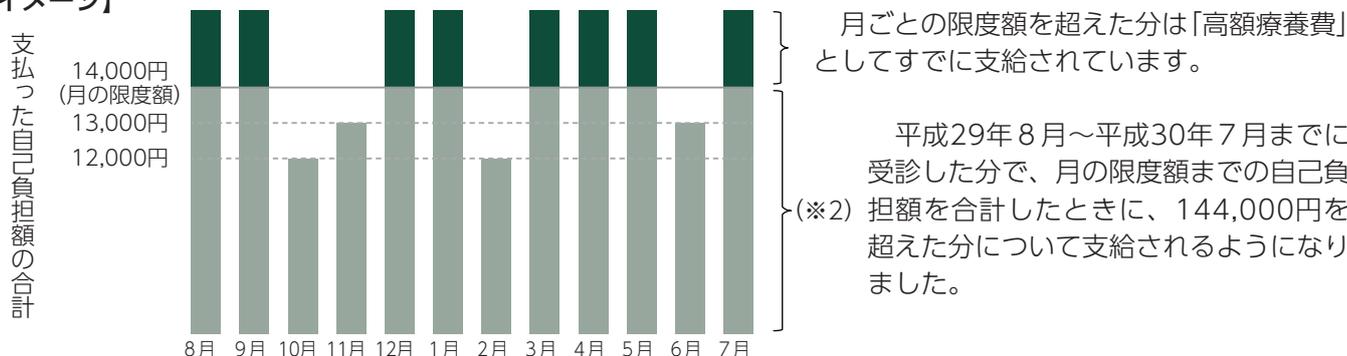
所得区分(適用区分)	外来(個人)
現役並み所得者	57,600円
一般(※1)	14,000円 (年間144,000円上限)
低所得Ⅱ	8,000円
低所得Ⅰ	

入院をした場合や、平成30年8月以降に受診した分の「現役並み所得者」および「一般」区分の自己負担限度額については、問合せください。

外来診療の高額療養費制度の変更点は？

「一般」区分(※1)の該当者で、平成29年8月～平成30年7月診療分の一年間の外来診療の自己負担額が144,000円を超えた場合に、高額療養費が支給されるようになりました。

【イメージ】



例えば、上記のように年間162,000円(※2)支払った場合、18,000円が支給されます。

外来年間の自己負担額 162,000円	－	年間外来診療の限度額 144,000円	=	支給額 18,000円
------------------------	---	------------------------	---	----------------

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の申請方法は？

該当者には12月下旬～1月上旬に申請書を送付しますので、それぞれの窓口申請してください。

ただし、後期高齢者医療保険加入の方で、すでに高額療養費用給付口座を登録している方は、申請は不要です。登録されている口座に直接振り込みます。

心身障がい者、母子・父子家庭医療費助成対象の方は助成額を返納いただきます

各医療費助成は、高額療養費などを差し引いた、最終的な自己負担額が助成対象です。

高額療養費(外来年間合算分)が支給される場合、重複支給にならないように、すでに医療費助成金として支給した額は返納いただきます。

返納方法は、今後の医療費助成金から、高額療養費(外来年間合算分)を差し引きます。

国民健康保険について 問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503(本庁舎1階⑥番窓口)
後期高齢者医療保険について 問 保険年金課医療係 ☎355-6519(本庁舎1階⑤番窓口)